

## 第 72 号 議 案

一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 8 年 6 月 15 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

### 一般職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年長崎県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、<u>1,440円</u>）とする。</p> <p>(1) 前項第1号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額</p> <p>ア 巡回監視 <u>950円</u></p> <p>イ 応急作業等 <u>1,440円</u></p> <p>(2) 前項第2号の作業 <u>1,440円</u></p> <p>(3) 前項第3号の作業 <u>950円</u></p>	<p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、<u>1,080円</u>）とする。</p> <p>(1) 前項第1号の作業 作業の種類に応じて次に掲げる額</p> <p>ア 巡回監視 <u>710円</u></p> <p>イ 応急作業等 <u>1,080円</u></p> <p>(2) 前項第2号の作業 <u>1,080円</u></p> <p>(3) 前項第3号の作業 <u>710円</u></p>

<p>(4) 前項第4号の作業 <u>1,440円</u>を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会規則で定める額</p> <p>3及び4 略</p> <p>(外国勤務手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1月につき、同項の職員が在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第2条第1項の在外職員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、<u>在勤基本手当、在外住居手当、同行配偶者手当、同行子女手当、子女教育手当及び在外単身赴任手当</u>の月額（<u>在勤基本手当、同行配偶者手当及び在外単身赴任手当</u>にあつては同法の規定による額に100分の80を乗じて得た額とし、<u>在外住居手当</u>にあつては同法の規定による限度の額に100分の80を乗じて得た額を限度とし、<u>同行子女手当</u>にあつては同法の規定による額に100分の80を乗じて得た額から職員の給与に関する条例第11条第2項第1号に掲げる扶養親族のある職員に対して支給する<u>当該扶養親族に係る扶養手当</u>の月額に相当する額を減じた額とする。）の合計額に相当する額とする。</p>	<p>(4) 前項第4号の作業 <u>1,080円</u>を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会規則で定める額</p> <p>3及び4 略</p> <p>(外国勤務手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、勤務1月につき、同項の職員が在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）第2条第1項の在外職員であるとした場合に同法の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、<u>在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当</u>の月額（<u>在勤基本手当</u>にあつては同法の規定による額に100分の80を乗じて得た額とし、<u>住居手当</u>にあつては同法の規定による限度の額に100分の80を乗じて得た額を限度とし、<u>配偶者手当</u>にあつては同法の規定による額に100分の80を乗じて得た額から職員の給与に関する条例第11条第2項第1号に掲げる扶養親族のある職員に対して支給する扶養手当の月額に相当する額を減じた額とする。）の合計額に相当する額とする。</p>
---	--

(警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(特殊作業手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～12 略</p> <p>13 第1項第15号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき<u>1,120円</u></p>	<p>(特殊作業手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～12 略</p> <p>13 第1項第15号に定める手当の額は、作業に従事した日1日につき<u>840円</u></p>

(大規模な災害として人事委員会が認める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,440円)とする。ただし、当該作業が次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める額(同一の日において、第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあっては、第2号に定める額)とする。

(1)及び(2) 略

14及び15 略

(大規模な災害として人事委員会が認める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円)とする。ただし、当該作業が次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める額(同一の日において、第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあっては、第2号に定める額)とする。

(1)及び(2) 略

14及び15 略

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の一般職員特殊勤務手当条例」という。)の規定及び第2条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の警察職員特殊勤務手当条例」という。)の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の一般職員の特殊勤務手当に関する条例又は改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、令和8年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の一般職員特殊勤務手当条例又は改正後の警察職員特殊勤務手当条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

(提案理由)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第1号)の施行等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。